

第3回 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

令和3年3月18日

【浦山室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます国土交通省河川環境課水防企画室の浦山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の検討会は、資料2、議事次第に従って進めてまいります。御確認をお願いいたします。

それでは、初めに厚生労働省老健局高齢者支援課、齋藤課長より御挨拶を申し上げます。齋藤課長、よろしくお願いいたします。

【齋藤課長】 高齢者支援課長の齋藤でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。心より御礼申し上げます。千寿園での災害を契機として、検討を進めてまいりました。これまで2回、御活発に御議論いただいたところでございますけれども、今回最終回ということでございまして、避難の実効性を高める方策というものを取りまとめいただくということで、また御議論いただくことになっております。

厚生労働省におきましても、これまでもタイミングを捉えて予算措置でありますとか、あるいは報酬改定がございましたので、こういったタイミングを捉えて対策は打っているというところではございますけれども、やはり省庁の垣根を越えて、施策の不足というのはどういうものがあるのかということを経験的に見てみるという意味で、今回のこういう検討会というのは非常に重要であると思っております。この検討会での取りまとめを踏まえまして、我々としても、より実効性の高い高齢者福祉施設における避難確保対策ということ、引き続き、国交省はじめとした関係省庁と連携をして施策を展開していきたいと思っております。

それでは、本日も活発な御意見をどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【浦山室長】 ありがとうございます。

本日出席されています委員について御紹介いたします。本日は、委員8名の皆様、内閣

府の防災担当、それから総務省の消防庁防災課から荒竹課長が御出席いただいております。なお、阪本委員につきましては、御都合により欠席と伺っておりまして、事前に意見等をいただいております。後ほど御紹介させていただきます。また、荒竹課長におかれましては、国会の関係で途中11時半頃に御退席と伺っておりますので、御了承いただければと思います。

それでは、議事に先立ちまして、鍵屋座長から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

【鍵屋座長】 座長を仰せつかっております鍵屋でございます。本日は、第3回、最後の検討会の実施でございます。ここ数年、毎年多くの福祉施設が被災され、特に昨年度千寿園というところで14人の方が亡くなられてしまったことをきっかけに、この検討会が立ち上がって、そして、厚生労働省さん、国土交通省さん、総務省さん、内閣府防災さんも御参加されて、このような形で課題の解決に向けて、各省庁、横串を通しながら進めてきたというところに非常に大きな価値があったかと思えます。

私は、千寿園さんのお話を聞くたびに、真夜中に大量の雨が降ったという苛酷な事象の中で56人を助け、そして職員、地域住民の命を守り、頑張っていたいただけたけれども14人間に合わなかったという、この教訓を胸に刻みながら、避難のタイミング、避難の体制、そして避難場所、避難誘導の方法、避難先での福祉サービスの継続といった総合的な問題に取り組んで、委員の皆様と一緒に議論してまいりました。

その成果が今回まとまったということでございますので、最後まで磨き上げて、よい報告書を作っていただきたい。同時に、今後の実効性の確保、今、齋藤課長さんがおっしゃいましたけれども、実効性の確保が重要であります。人材の育成であったり、専門性の確保であったり、さらには備蓄品の予算であったりということが、この後説明がございますけれども、何としましても、この気象災害が多い現代において、誰一人取り残すことなく安全な社会に向けて進んでいけますように、非常に重要な場となっております。各委員さんの御協力をいま一度お願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

【浦山室長】 鍵屋座長、ありがとうございました。

これより議事に移りますので、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。報道関係者の皆様におかれましては、この場でそのまま傍聴いただくことが可能です。また、外に出まして右手にC会議室がございます。そちらでの傍聴もオンラインで可能となっておりますので、よろしくをお願いします。

(報道関係者退室)

それでは議事に移りたいと思います。ここからの進行は、座長をお願いいたします。よろしくをお願いします。

【座長】 それでは、早速、議長進めていきたいと思います。本日の進め方ですが、今回が本検討会の最終回を予定しており、検討会の取りまとめを実施したいと考えております。つきましては、事務局から資料4、検討会の取りまとめ概要を説明した後に、引き続き資料5、検討会の取りまとめ本文の説明をしていただき、その後、議事に入りたいと思います。

では、事務局より資料4及び資料5の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から、説明させていただきます。

資料4から説明をさせていただきますが、まず、資料4の共有をさせていただきます。それでは、よろしくをお願いします。資料4は、とりまとめと本文案の概要ペーパーになります。上の箱に高齢者福祉施設の避難に関する課題がありまして、下の箱に避難の実効性を高める方策があり、2つの柱として、左側に避難確保計画の内容や訓練の内容に関する事項、右側に利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項についてまとめてあります。概要については資料5で説明させていただきますので、これはざっと見ていただく程度でよろしいかと思っております。

続きまして、資料5となります。今回の高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策についてのとりまとめと本文案になります。前回の第2回の検討会でまとめていただきました骨子をベースに作ったものになります。

内容としては、目次で説明をさせていただきますが、まず、まえがきがありまして、2項目に、今回の令和2年7月豪雨での球磨川流域の豪雨災害の概要ということで、今までの検討会で説明させていただいたことをまとめています。3番目として、高齢者福祉施設の避難確保の現行の制度と球磨川における取組について、9ページから14ページまでにまとめています。4番目に、千寿園の避難確保計画と災害発生時の状況を15ページから18ページにまとめています。5番目に、高齢者福祉施設の避難の課題、過去にありました課題と、千寿園の避難に関する課題、他に、全国の高齢者福祉施設の避難体制の現状ということで、第2回で速報版のアンケート結果を紹介しましたが、全国の特別養護老人ホームに対して実施したアンケート結果の最終版のまとめを22ページから27ページまで

にまとめています。6番目に、避難の実効性を高める方策について28ページから37ページにまとめていまして、7番目に取組にあたっての留意事項、最後、あとがきになります。

今回、主に説明させていただきますのは、5番目の千寿園の課題のところから、今回明らかになった課題についてのおさらいと、前回速報版でお伝えしました全国の特別養護老人ホームのアンケートの結果について最終版のまとめができましたので、そちらについて説明させていただいて、最後、課題と方策について説明をさせていただき、課題と方策の部分について議論をしていただければと考えております。

アンケートの一问一答の集計については参考資料4についていますので、そちらも御覧になっていただければと思います。

それでは、21ページまで飛ばさせていただきます。千寿園の避難に関する主な課題です。避難確保計画の内容や訓練の内容に課題があったこと、利用者の避難の支援体制や設備に課題があったことが確認されたところです。

次の22ページへ行きまして、ここからが全国の高齢者福祉施設の避難体制の現状で、アンケート結果になります。

まず、施設の立地条件に関する事項としましては、約43%が水災害リスクのある場所に存在することが分かりました。浸水深で見ると、約75%は浸水深3メートル未満、94%は浸水深5メートル未満でした。2階以上であれば避難ができる施設、3メートルぐらゐが大体1階が全部つかる目安になりますので、約75%の施設は2階以上のところに居れば浸水からは逃れることができ、約94%の施設は5メートル未満ですので、約94%の施設は、5メートル未満の浸水深であれば3階以上のところに居れば浸水の被害からは逃れることができるということが分かりました。

次に避難確保計画等の作成状況に関する事項で、避難確保計画を作成している施設は約8割程度です。そのうち約64%については、避難確保計画と非常災害対策計画を一体化して作成していました。

次に避難先や避難訓練に関する事項です。約52%の施設が、施設内の避難先を避難場所を選定していました。約16%が、想定される災害には対応できないことが分かりました。約58%の施設は、施設内の垂直避難先、2階以上の避難先に避難場所を選定していました。利用者を施設外に移動させる訓練を実施していたのは約22%です。約41%の施設については、避難先での利用者のケアが困難ということが分かりました。

5番目として、避難確保計画等の見直しや市区町村の関与に関する事項ですが、約90%の施設が、訓練を踏まえた計画の見直しが必要と認識しておりました。約91%の施設については、市区町村の助言が計画の見直しの際に必要という認識でした。

利用者の避難支援のための体制に関する事項ですが、職員に計画を周知している施設は約81%でした。また、職員が参集することができないことについて、約81%の施設が想定していました。施設において防災リーダーを決めている施設は、約85%でした。避難のときの心配事については、利用者の移動と避難先でのケアについて心配しているといった意見が多くありました。

利用者の避難支援のための設備に関する事項です。エレベーターは、約96%の施設で設置済みでした。

8番目の地域等との連携に関する事項については、施設の約42%が地域協力者を確保しており、そのうち地域協力者が訓練に参加しているのが約54%でした。

9番目の利用者の避難支援に関して困っていることや不安に感じていることについては、先ほども出てきましたが、利用者の移動と避難先のケアのことについて、やはり多くの施設で不安を抱いているということが分かりました。

ここまでがアンケートの結果です。次の28ページからは、避難の実効性を高める方策として、課題と背景と方策について、それぞれまとめているものになります。

資料4の概要ペーパーで言いますと、左側の緑の箱のところです。(1)番目の避難確保計画の内容や訓練の内容に関する事項で、まず①番目として、洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底です。課題と背景を下にまとめてありますが、方策としましては、計画の作成を徹底するために、市区町村から施設に対する助言・勧告による支援が必要だといったことや、避難に要する時間を考慮した避難の開始のタイミングを考える必要があるといったこと、地方公共団体が施設を定期的に検査するときや避難訓練を視察する際など、様々な機会を捉えた市区町村からの施設へのアドバイスが必要だということや、施設の位置情報と災害リスク情報を重ね合わせて、施設の管理者や職員が分かりやすく把握しやすくなるような工夫が必要だということ、施設と市区町村の、一方通行の連絡体制じゃなくて、施設からも市区町村に連絡するし、市町村からも施設に連絡するような双方向の連絡体制が必要だといったことが挙げられます。

課題のところ、利用者のケア等の避難先での業務継続があるのですが、これについては、(2)の①で後述させていただきたいと思います。

次に、②の訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映です。

これについての方策については、様々な種類の訓練を段階的に分けたりして、できる訓練から実際に工夫してやっていく。全てをフルパッケージでやるわけではなくて、個々の訓練を別々にやって、実施する際の負担を軽減するだとか、実際に訓練を実施するというだけではなくて、訓練を工夫しながらやっていくことが必要だといったことが考えられます。訓練した後は、職員の対応の積み重ねによって計画を改善していくこと、訓練をやるだけではなくて、訓練結果を踏まえて、いろいろ職員同士で検討して訓練を改善していくことが必要だということです。訓練結果については市区町村と共有して、市区町村の助言を得ながら、訓練を踏まえた計画を見直していく必要があるといったこと、個々の施設の課題や災害経験の共有ということで、災害を経験した施設からその経験談を聞いたり、実際にそういった情報を聞くことで、災害をリアルに感じるができるといったことが考えられます。

3番目は、職員や利用者の家族への避難確保計画等の周知です。これに対する方策については、まず、非常災害対策計画と避難確保計画、2つの計画を一体化して理解しやすいようにするとか、災害リスク情報や避難時間等を避難確保計画へ記載することによって、どれくらい避難の時間がかかるのかという把握をすることが避難を開始する判断等に必要だといったことや、利用者の家族への避難確保計画等の内容を周知ということで、利用者の家族が避難を支援してくれることもありますし、地域住民等の支援してくれる人に対しても、そういった避難確保計画の内容を周知してもらう必要があるといったこと、時系列的に避難行動計画をすること、つまりタイムラインを踏まえた避難確保計画を作成することで、どのタイミングで何をすればいいかが分かるので、理解が進むということが考えられます。

次に2番目に、利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項になります。概要の資料4のペーパーの右側の青色の箱のところになります。

1つ目が、施設内の垂直避難先やほかの施設と連携した立退き避難先の確保です。方策としては、施設同士の避難の受入れ体制を構築することが必要だということや、施設内の垂直避難場所の確保が必要だといったこと。垂直避難に際して必要な、有効な設備を設置することが必要だといったこと。業務継続計画の作成、実際に施設が業務を継続するための計画を作成することを徹底させることが必要だといったことが考えられます。

次に行きまして②番で、地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保です。方策

としては、地域住民等と連携した避難支援体制の構築が必要だということや、平時から市区町村として情報交換の場の確保が必要だといったこと。初動体制を確保するために地域住民の協力を得るなど、地域との信頼関係を構築する必要があるといったことが挙げられます。

次に、職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上といったところです。これらの方策としては、職員へ防災知識を普及させることが必要だということや、国や地方公共団体が、職員が防災意識を得るための教材等を提供することが必要だといったことや、職員の災害対応力の向上といったことが必要だということが挙げられます。

次の④番目の災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等です。これらの方策としては、災害リスクの低い場所への移転の検討や災害リスクのある場所に新たに設置される施設の安全を確保する必要があるということが挙げられるといったところです。

取組に当たっての留意事項が7番目に書いてあります。最後、あとがきという資料の構成になっております。

資料4と5の説明につきましては、以上でございます。

1点、皆様のお手元に今回欠席されています〇〇委員からの意見につきまして、A4の一枚紙をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧になっていただければと思います。こちらを読み上げて紹介させていただきます。

まず、職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知について、避難確保計画と非常災害対策計画の一体化とあるが、関係性が見えるようにしたほうが望ましい。次に、職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知か地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保において、入所時に入所者の家族に避難確保計画もしくは非常災害対策計画の説明をすることや、避難確保計画に地域や家族の協力者を記載したほうがいいという意見をいただいております。最後に、災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等において、災害リスクの低い地域への移転の検討を促すことも重要であるが、行政として支援する仕組みが必要であるといった意見をいただいております。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問や御意見を頂戴いたします。進め方としては、資料5の検討会の取りまとめ、本文の方策について、項目ごとに御質問や御意見をいただきたいと思っております。今ざっと紹介いただきましたけれども、項目ごとに御意見を伺いたいと思っております。まず28ページ、洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成

の徹底について、お願いいたします。

手を挙げていただけるか、チャットにコメントを入れるようお願いいたします。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】

まず一点目ですが、28ページの「避難に要する時間等を考慮した避難開始のタイミング」は、もちろん非常に重要なポイントだと思いますが、一方で32ページに「職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知」に、「タイムラインを踏まえた避難確保計画の作成の推進」という項目があり、この2つの関係性をもう少し整理されたほうが分かりやすいと思います。

もう一点は、後半に垂直避難や他施設への避難という項目があり、このことは非常に重要なポイントだと思いますが、それらの内容は避難確保計画の一部として記載すべきことなのか、それとも避難確保計画においては立退き避難を原則としているため、避難確保計画に記載するのではなくて、非常時にやむを得ず実施するものとして、この項目から外して後ろのほうに記載されているのか、という点について教えてくださいと思います

【座長】 では、事務局、お願いいたします。

【事務局】 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、28ページに書いている避難開始のタイミングについてです。基本は、警戒レベル3、避難準備高齢者等避難開始で避難を開始するというのが一般的でございますが、例えば立退き避難先がかなり遠いとか、あるいは施設にたくさん入所されている方がいらっしゃる場合など、避難に多くの時間がかかる場合は、必ずしもこの発令を待つことなく、それよりも早いタイミングで行動を開始するということがあります。そこはそれぞれの施設によって違うため、そういったところを十分に考えた上で開始のタイミングを考えておく必要があるということを書いてあります。

次にタイムラインについてです。通常、タイムラインは、時系列に示した様式、フォーマットがあります。現在の避難確保計画は、そのような書式を示していません。時系列での記載にはなっていない訳です。そのため、これまでの書式に加えて、時系列のタイムライン様式を新しく用意して、避難確保計画の附属資料として付けてはどうかと考えています。これにより、理解しやすくなるのではないかと考えています。計画そのものではなく、参考資料的な扱いになるかもしれません。

もう一点ご質問がありました。もう一度ご説明をお願いできませんでしょうか。

【委員】 垂直避難について確認です。垂直避難は避難確保計画について記載すべきか、それとも垂直避難はあくまでも非常時の対応なので、避難確保計画には記載する必要はないのか、どちらなのでしょう。

【事務局】 垂直避難先と立退き避難先を計画にきちんと書くかどうかということですか。

【委員】 その通りです。

【事務局】 ご指摘のとおりです。避難確保計画には、避難先をきちんと定めるようになっていますので、例えば第1避難先、第2避難先を定める。優先順位を書いてもよろしいかと思しますので、そこはきちんと定めるということが大事だと思います。

【委員】 わかりました。それでは、33ページの記載については、避難確保計画自体にも関係しているということによろしいのでしょうか。

【事務局】 関係あります。

【委員】 了解いたしました。

【事務局】 ただ、33ページは、ハードについて書いています。計画に定めるというより避難場所を確保するという記述になっています。先生ご指摘のように、内容的にはすべて、避難確保計画に関係するものではありません。

【委員】 分かりました。今、ご説明いただいた内容を28ページにも記載すると分かりやすくなるように思います。水害や土砂災害の特性を考えるとそのような避難も考えられるならば、本項目の重要なポイントの一つと考えられます。

また、タイムラインの説明もよく分かりましたので、例えば避難確保計画の附属資料としてタイムラインを記載するというのであれば、直接的にとりまとめ本文に記載できないにしても、その趣旨が伝わるように記載を工夫するのが良いかと思しました。

【事務局】 承知しました。ありがとうございます。

【座長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。手順としては、避難確保計画を作成するというのを市町村に施設管理者が伝えて、市町村から専門家が来てくれて、助言・勧告するということになるのでしょうか。

【座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 一般的には、施設管理者が避難確保計画を作成したら、市町村に報告することになっています。市町村に提出するという事です。ここまでは現行の制度です。今

度は、市町村がその内容を見て、助言・勧告、アドバイスをできるようにするという事です。

さらに、施設が訓練を実施したら、訓練結果についても、市町村に共有し、市町村がこれについてアドバイスできるようにするという事です。

【委員】 1月に球磨川の千寿園の辺りも訪問させていただいて見た限りでは、洪水災害、土砂災害、専門家じゃない方がしっかり判断するのはやはりなかなか難しいのかなという印象もありましたので、管理者が情報を取りに行つて教えてもらうというのも大事ですけれども、もう少し積極的に地域に一番詳しい県の方とか市の方が教えるというようなニュアンスも必要ではないかと思いました。

【座長】 ありがとうございます。確かに過酷な場所に建っているというんですかね。立地上、非常に危険だというところが、94%は3階以上に避難すればいいということですから、じゃ、残りは6%をケアする必要がある。そこについては集中的に専門家が入つて、立退き避難しかないわけですから、立退き避難の方策を一緒に考えていくというのは、今後の方策として有効な方策のように思えますので、対象施設を絞り込んでしっかりとやっていくというのは、今の〇〇委員の意見を踏まえて、ぜひ御検討いただければと思います。今後の施策の方向になるかもしれません。

ありがとうございます。

ほかにございますか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。まず、まとめていただいてありがとうございました。

1点確認させていただきたい点があります。28ページの方策の1つ目と2つ目に、市町村から施設に対する助言と、あと様々な機会を捉えた市区町村から施設へのアドバイスと書いてあるんですけれども、この文章を読む限り、施設単体に対して助言とかアドバイスをしてくださるというふうに読めているんですけれども、そのような理解でまずよいですかというのを確認させてもらってもいいですか。

【座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 そうです。個々の施設に対してアドバイスするという事です。なお、後半部分には、施設同士が集まって議論する場を確保することや、施設と市町村がコミュニケーションを図る場の確保についても記載しています。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

後でちょっと〇〇委員などから具体的なイメージでもお話しいただきたいと思いますが、計画を作成するという段階でも、やはり福祉の、施設の事業者団体あるいは地域の事業者連絡団体みたいなところで勉強を重ねていかないと、少し難しいのかなと感じました。

そのときにちょっと気になっているのが、事業者団体というのは、やっぱり事業者別でできているんですね。特養とかグループホームとかというふうになっているので、やっぱり規模の大きなところ、規模の小さいところ、利用者が比較のお元気な方、重度な方というふうに分かれているという実態があります。

それに対して地域の連絡協議会だと、それらの施設施設がみんな合わさって協議ができたりしますので、その2つを上手に使い分けながら、最終的に個々の施設が計画を策定するというのは理解できているんですけども、そこに至るまでのいろいろなサポートをしていただけるとありがたいかなと思いましたので、御検討いただけるとうれしいです。よろしくお願いします。

【座長】 きめ細かな勉強会をやるための体制づくりみたいなことも必要ではないかということですが、事務局、ございますでしょうか。

【事務局】 御意見、おっしゃるとおりだと思います。事業者団体ごとの取組というものもあるし、自治体が音頭を取って、事業者の団体の枠を超えてそういう情報交換をする場というのを設けたらいいと思います。全くおっしゃるとおりだと思いますので、そういったことを我々としても推奨していきたいと思います。

【座長】 推奨していきたいということでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかに、この項目で御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

後で気がついたときに、またお話をいただいても結構でございますので、先に進めさせていただきたいと思います。30ページ、訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映について、お願いいたします。

特にございませんか。

当然といえば当然なわけでございますけれど、実際やるのは難しいんですよね。やるべきことだということは分かっているけど、P D C Aというのは、なかなか追われている現場にとってみると、これをしっかりやるというのは難しいので、恐らく訓練計画の中に必ずP D C Aや訓練をやる振り返りの場面を取って、それも訓練の一つだというようなことをしながら計画を改善するという意識づくりをしていく必要がありますし、それを職員同士

で、あるいは市区町村と共有していくということで、市区町村からも積極的な助言が必要でしょう。

あるいは、被災した施設の方から、個々にお話を聞くという場をぜひ設けていただきたいというようなことをございますけれども、特に意見がなければ次のところへ移りたいと思います。いかがですか。

それでは、意見がないようでございますので、32ページ、職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知について、お願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。避難確保計画等を周知するのであって、入所するときに、その施設が、災害リスクがあるということを周知するということではないのかというのをお聞きしたいんですが。

【座長】 重要なポイントですね。お願いします。

【事務局】 御指摘ももっともでございます。32ページに書いております、下から2つ目の段落、利用者の家族への避難確保計画等の内容の周知ということで、ここには、「施設が有する災害リスクや」と記載しています。つまり、避難計画だけではなく、施設にどのような災害リスクがあるのか、についてもハザードマップ等でお示しすることが大事であると思っています。

【委員】 その場合に、施設の経営がその周知によって厳しくなるとか、あるいは入所したい方が家族の近くに入りたいたいといったときにも、選択肢がないとかそういうようなことも経験上あり得るのかというのはいかがでしょうか。

【座長】 災害リスクが施設の経営とか、あるいは利用者さんが選択する際の目安になった事例みたいなものは、聞いたことございますでしょうか。

【事務局】 それが実際に行われているというような事例は、我々としては把握していません。将来的には、そういうリスクをきちんと把握しながら自分がどこに入所するかを決めるというのは、重要な視点だと思います。それは、確かに経営上、苦しくなるというような施設もあるかと思いますが、我々はそういったところの移転の支援であるといったことをやっていながら、社会全体としてのリスクを下げていくということが重要だと思います。今ちょっと事例としては分かりませんが、将来的にはそういうことがあるべきではないかとは思っています。

【委員】 ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。確かに安全な施設で生活するというのが望ましいわけですから、そちらへ誘導していくような政策が望ましいということになりますよね。

それから、ちょっと私も思ったのですが、この③のタイトルで、職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知とあるのですけれども、今、〇〇委員がおっしゃったように、災害リスク及び避難確保計画等の周知というふうにしたほうが、積極的な感じがしているのではないかと思います。中を見れば分かりますよというのはあるのですが、やはりタイトルはサインでございますので、象徴になりますから。災害リスクも積極的にお伝えするというところでよろしいのかと思います。

【委員】 すみません。

【座長】 〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 恐れ入ります。先ほどのところで、避難訓練のところがよかったと思うんですけど、特別養護老人ホーム、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、施設も非常に軽度な方から重度な方までということになるんですが、千寿園さんもうちも特別養護老人ホームということで、2015年に制度改正がありまして、原則、要介護3以上の方たちを受け入れるということになっているんですね。そうしますと、訓練のときに全員が参加できない、利用者を全部運び出せないということの中にも、この重度な方たちが非常に多くて、そしてみどりの対象の方たちもいらっしゃるんですね。そうしますと、そういう方たちを訓練の際にとか、それから7月の豪雨災害のときも医療機関に移送された方たちも結構いらしたというふうに記憶しているんですね。

ですから、例えば同じ施設内での移送だけでなく、医療機関、医療ニーズの非常に高い方たちも結構いるものですから、そういったところも若干含まれてくるものですから、この辺をどう考えるのかなというのと、訓練の際、御家族の方々にそういうリスクもありますよという説明が必要なのかどうか。この辺が非常に難しいなと思って、ちょっと伺っていました。この辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

【座長】 ありがとうございます。訓練の対象者の課題と、それから移送先に、具体的に医療機関というのは実質的には大きなところがあるということですので、それについてということでございます。事務局、どうでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。訓練については、寝たきりの方もいらっしゃいますので、そういった方が、毎回毎回移動をするような訓練というのはなかなか困難だというふうに認識しています。図上訓練等もあります。全員を避難させる訓練ではなく、1人

当たりの移動にどのくらいの時間がかかるか、こういったことを把握して、いざというときは全体でどのくらいの時間がかかるかを見積もる訓練方法もあろうかと思います。

また、避難先としては、施設同士での受入れに限らず、本当に重度の方は医療機関との連携を考える場合もあろうかと思います。個々の施設で、その辺を事前に決めておくことが重要かと思います。

【委員】 ありがとうございます。少し具体的に、そういうお一人当たりどれくらい時間がかかるかとか、そういった説明を入れていただくと、我々も訓練しやすいんですね。全員運ばなきゃいけないのかとか、そういった非常に心配事をします。

それから、7月の豪雨災害のときにも、別な施設は、熊本市内のほうで34施設が66名を受け入れたというのはあるんですね。我々は、災害が起きたときに組織を使うというのは非常に利便性が高くて、すぐにそういう受入れ施設を把握しながら対応していきますので、先ほど市町村というのが出たんですが、我々は県単位でそういう動きをするんですけども、市区町村だけでなく、そういう県単位というのは、どうお考えなんでしょうか。

【座長】 大変重要な御指摘だと思います。まず、訓練についてももう少し丁寧に、例えば事例で、1人の方を動かすと何分かかるから、10人いっちゃうからその10倍は必要だよねというような、そういうことも分かれると現場としては安心すると。全員を避難させなきゃいけないのかというふうに考えてしまうということですから、これについては、そのように必ずしも全員の避難を毎回することを求めるものではないとか、そういう形でちょっと補足していただけると、現場が安心されるだろうと思います。ありがとうございました。

もう一つは、県単位で福祉施設の場合、災害時の入所調整など行いますので、県の役割についても、どう考えていらっしゃるかということでございます。事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。33ページにも書かせていただいておりますが、避難の受入れ体制の事例として、「同一市町村内で」と記載していますが、浸水するエリアが広い場合には、同一市町村内での対応だけでは困難な場合も想定されます。その際には、都道府県単位で受入れ体制を確保するということが大事かと思っております。

できるだけ近くという考えで、同一市町村と記載しましたが、その辺は工夫させていただければと思います。貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今、県というお話がございました

今回の様々な方策の中に、アドバイス、訓練の状況の把握、実際の避難の際の対応など、市町村の役割がかなり記載されています。しかし、先日も県内で報道ありましたが、例えば〇〇県内では、各市町村に防災関連業務に専従できる職員がどのくらいか確認したところ、専従職員がゼロと答えた市町村が77市町村のうち27市町村ありました。

したがって、裏を返せば、今回の方策への対応が難しい市町村が県内では35%あるということです。なお、このアンケートは全国を対象に実施しており、全国結果では、防災専従の職員がいない市町村が20%もあるとのことでした。したがって、今回この方策で期待された内容を実現するには、県の支援が当然不可欠だし、更には国支援も不可欠と考えられます。

〇〇委員がおっしゃったとおり、県がしっかりとバックアップをすることが必要と考えます。留意事項においても若干触れていただいておりますが、やはりこれらの方策を実施するには、都道府県と市町村がしっかりと連携して進めていくことが一番重要な条件になるであろうと感じております。

今述べた点は行政の視点ですが行政を含めて社会全体が、連携の重要性や防災を大前提とした社会の在り方というところまで踏み込んで、意識の変革も含めて考えていくことは今後必要になってくると考えています。

【座長】 〇〇委員から大変心強い思いと同時に市町村の現場の苦しいのが伝えられたのですが、防災に関する職員というのは、総務省さんの調査では大分東日本以降増えているのですよね。頑張っていらっしゃると思うのですがけれども、それでも今のように専従職員がいないという小規模な市町村がまだまだ多いということを踏まえて、特に小規模な市町村の役割は重要であると同時に、そういう小規模な市町村については都道府県のバックアップというものも不可欠だというような書きぶりを加えていただくのが重要でしょうかね。そのように思いますので、ぜひ都道府県の役割についてもきちっと書いていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 内容というよりは書きぶりの観点なのですが、2つ目と3つ目の書き方が、ちょっと分かりづらいと思います。先ほど御説明されていたように、利用者及びその家族や職員に周知するということがゴールなのであり、2つ目に記載あるように、手引きを修正したからといって周知に即つながるわけではないと思います。

逆に、3つ目のほうは災害リスクや避難先を利用者の家族にも周知するということが、職員への周知に関する記載がないので、この2つ目と3つ目はまとめて、まず分かりやすい資料を作成し、利用者及びその家族や職員など必要な方にも周知というように整理されたほうが、分かりやすいかと思いました。

【座長】 ありがとうございます。

今の点については、事務局お願いします。

【事務局】 おっしゃるとおりだと思います。ぜひそのようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【座長】 では、この③の職員や利用者等の家族への災害リスク及び避難計画、確保計画等の周知については、よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。33ページ、施設内の垂直避難先や、他の施設と連携した立退き避難先の確保ということで、今までも少し出てはいますが、改めてお願いしたいと思います。

このハザードマップのレベルというのは、今、国交省さんで進められている最大規模のハザードマップをイメージしているということですのでよろしいのでしょうか。前の調査のアンケートの回答の中で、私が想定しているよりもはるかに厳しいところが少ないように感じたんですけれども、恐らく1,000年規模での今ハザードマップを作成していると思いますけれども、それで見直しが進んでいると思いますけれども、そのハザードマップで答えられているのかなというのが、ちょっと微妙に思いましたけれども、いかがですか。

【事務局】 基本的には想定最大規模洪水のハザードマップを対象としていますが、市町村によっては、それにまだ対応できていないところもあります。今の時点では、混在していると、ご認識いただければ宜しいかと思います。

【座長】 それで、やはりあくまでもハザードマップというのは想定でございますので、2階に逃げれば絶対安全とか3階まで行けば安全というものではなくて、場合によっては見たこともないような豪雨だとか土砂災害と並行して起こるだとか、様々な状況がございます。やはり必ず最後の「これは」と思ったときの立退き避難というのも考えておかなければ

ればいけないのかなと考えております。

幾つか多重で逃げ先がある。まあ、一般的で言えば2階でいいだろうと。場合によっては3階、狭いけれどそこに避難する。いや、今回はそれどころじゃない。施設そのものが危ないかもしれないというような段階での立退き避難先もあるというのが望ましいと考えているので、その意味では、段階的に、緊急時のもう間に合わない場合の対策も考える必要があるということですけれども、簡単に言えば、それは立退き避難なんですね。

立退き避難で安全な場所へ取りあえずみんなで逃げるということもあり得るのだろうと思いますので、その辺りのことが福祉の関係者の方に分かるようにお伝えいただければと思うんです。ハザードマップどおりの災害になってしまうんだというのは今の状況なんですけれども。場合によっては複合災害なので、それを超えて立退き避難しなきゃいけないということもあり得るということなので、垂直避難先ということだけではなく、立退き避難ということについても、必ず避難確保計画の中には入れておいていただければいいのかなと考えております。

そういうことを勉強するということでしょうけれどね。しっかり学んで、災害リスクを学ぶということは、そういうこともあり得るんだということも学んでいくということだろうと思います。

よろしいですか。〇〇委員、お願いします。

【委員】 私も今、座長が御指摘されたとおりでと思います。そういう意味で、先程指摘しました通り、(1)①想定される水害・土砂災害に適切に対応した形で避難確保計画を作成する、という項目に、まさに今指摘があった避難先に関する内容を記載したほうが良いと思います。

そのような観点から、33ページの23行目に「利用者の身体的な負担や利用者のケア等の業務継続を考慮すれば、垂直避難場所を確保することは有効である」という記載がありあり、勿論意図は理解できますが、やはり被害を防ぐということが最優先であり、その上でいろいろなオプションが考えられるということかと思えます。

今座長から御指摘あったように、立地によっては浸水想定区域の中に位置していたとしても、垂直避難である程度安全が確保される場合もあるでしょうし、そのような場所によって想定される被害の程度が異なるという観点をしっかり伝えていくことがやはり一番重要であると思います。そのためには専門家の助言が必要だということかと思えます。

千寿園の議論の際にも、土砂災害を想定していたのか、それとも水害を想定していたの

かによっても、避難の仕方が違っていたかもしれないという議論がありました。避難のあり方をしっかりと検討しておくことが今回の議論で一番大事かと思っておりますので、多重の避難場所を確保しておくことが重要かと思っております。

避難場所を確保したうえで、個々の施設でどのような設備が必要かを検討するという流れかと思っておりますので、そのような内容をしっかりと記載することが重要と考えます。

【座長】 強力なサポートをありがとうございます。その辺りの総論的な部分だったのかもしれませんが、避難の考え方みたいなのがあってもいいのかなということかもしれません。

事務局、いかがですか。

【事務局】 よく分かりました。ありがとうございます。先ほどの前半の避難確保計画の作成のところに、基本的な考え方を入れ込むというのが分かりやすいかと思っておりましたので、座長からもご指摘のありましたように多重的な避難先の設定の必要性を書き込むこと。そして、垂直避難先を考えていても、立退き避難先も考えておくと。こういったところをしっかりと書き込むこととしたいと思っております。ありがとうございます。大事なことだと思っております。

【座長】 ありがとうございます。

そのほかに、この（２）利用者の避難支援のための体制や整備に関する事項、①施設内の垂直避難先や他の施設と連携したというところで、御意見、御質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。今までのお話の続きといたしますか、ハザードマップも、頻繁かは分かりませんがアップデートしておられるような気がします。最近だと大きい河川だと25メートル解像度で計算したりするので、そういう業務のときに、既にこういった高齢者施設の位置を固定して、災害によりどうなるかという検討も含めた業務発注をするという手もあるのかなとは思いました。

【座長】 ありがとうございます。

これについてはどうでしょう。

【事務局】 浸水想定区域図は電子化し、国土地理院にお願いして重ねるハザードマップに入れて公開しています。まだ、都道府県河川が十分反映できておりませんが、今後これを加速化していきたいと思っております。その中には、避難場所は位置情報として入っていま

すが、要配慮者利用施設は地図上に入っていません。

ただ、市町村のハザードマップには要配慮者利用施設の位置が示されているところもあります。どのような方法で情報を集めるかは今後検討が必要ですが、厚労省さんと連携して、施設の位置情報を集めて、重ねるハザードマップの上に載せていくということが、市町村や施設にも有益なものだと思いますので、そういう取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【座長】 私も極めて重要だと思っていまして、ハザードと施設の位置を重ねるということは、災害リスクの把握の基本になるだろうと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

それでは、その次の35ページ、地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保について、御質問、御意見があればお願いいたします。

これはアンケートでは、結構多くのところで地域と連携していますよという話はあるんですけども、五十何%でしたかね。

【事務局】 4割程度です。

【座長】 4割ぐらいは。これは、できるだけ100に近づけたいところです。というのは、休日・夜間って必ずありますので、人手の足りないときというのは、もう近くの人しか助ける人がいないので。そういう意味では、もう地域と仲よくということなんですよね。今の段階で4割まで来ているということは、多分できないということではなくて、そういうことに気がつかなかったということでもあろうかと思いますが、避難支援者の確保ということでは、地域の役割が重要になるかと思います。

〇〇委員、どうでしょうかね、その辺り。消防団とかそうした防災の強いふだんから訓練されている方々が福祉施設を応援してくれるとなると、心強いかなと思うんですが。

【委員】 まずは、市町村のほうとしっかり協議がなされるということが大事なのかなと思っております。地域においてどのような支援が可能かということも、そういう一番地域の実態を把握している市町村のほうで協議の場を設定するとか、しっかり地域ぐるみで支援していくという体制づくりをしていくとか。そういうことをまずコーディネートするような方向が必要なんじゃないかなと考えています。

【事務局】 追加でお話、いいですか。

【座長】 お願いいたします。

【事務局】 この4月からの介護報酬改定の中でも、避難訓練等の際に地域住民の方と連携して行うということについて、努力義務をこれから課すことになりました。たかが努力義務とはいえ、そういったことを各施設に必ず頭の中に入れてもらうというようなことは、これからさらに広がっていくかと思えます。我々としても、そういうことをさらに後押ししていきたいと考えております。

【座長】 大変すばらしいことだろうと思えます。地域との訓練が努力義務化すると。うまくいく、いかないという悩みがある場合は、市町村が間に入って、自主防災組織や消防団とつないでいただくというような方向性で進むことによって、福祉施設と地域がしっかりと支え合うというのは、望ましい方向性だと思いますね。ありがとうございます。

〇〇委員、どうでしょうか、今のようなお話について。振ってしまいましたが。

【委員】 地域共生社会って、非常に我々は実現をしていかなければならないというのは、今回介護報酬改定の中でもポイントとして言われているんです。我々が持つ部分というのは外に出しているんですけども、逆に地域の中からの力を得て我々の利用者を助けていただくという発想が、私はあまりなかったんですけども、今回非常に地域の方々からお力をいただいて御利用者の方々を守っていくということは、私も本当に目からうろこの状態で、あ、本当に必要なんだということを改めて感じています。

そして、家族の方も御自分の親御さんをお預けになったときに、やっぱりそういうことがしっかりできているんだなということの情報というのもすごく安心すると思うんです。これは努力義務なんですけれども、ぜひ市区町村の方々にもそれはしっかり広めていただきたいなと、私は思っています。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

【座長】 〇〇委員にそう言っていただくと安心しますね。ぜひ地域や家族と情報を共有した上で一緒に訓練をしていくということで、ふだんの福祉施設の運営とか利用者さんの安全・安心なことにもつながっていくんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

ほかに、このところで御意見ございますか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 おはようございます。〇〇でございます。よろしく申し上げます。私のほうから、2点ばかり、気になった部分をお話しさせていただきます。

まず、1点目でございます。前の部分も絡みます。市町村の役割の部分につきまして、先ほど〇〇さんからのお話がございました。災害に対する考え方、財政の部分につきまして

ては、それぞれ市町村の考え方それから財政力の問題もあります。したがって、防災担当というのを選任に置けない実態もございます。

そういった部分につきまして、手前どもは、平成28年の台風10号災害の後、行政の限界という部分を打ち出したのは事実でございます。やはり基本となるのは自助。これが出発点として考えていかなければならない。その中であって、今回議論しております社会福祉施設関係につきましても、自助の出発点から検討していくという部分が必要だと思います。

そういった中において、避難するタイミング、トリガーの部分につきまして、それぞれの施設に対しましても、行政からの情報発信を待つことなく、自分で考えてくださいといった部分もお話しさせていただいております。そしてまた、その社会福祉施設一つ取って100%のリスクがあるのであれば、ハード、ソフト対策の部分を対応しなければならない。状態別、場所別によって、ハードが90、ソフトが10。逆にハードが10、ソフトが90という努力も必要かなといった部分でお話をさせていただいております。

したがって、市町村の役割と捉えた場合、私は、やはりこの高齢化社会に日本が向かっていく中において、国策として国の役割、その中であって県の役割、市町村の役割というものをしっかり色分けしていただきたい。この中におきましては、基本的に市町村の防災担当と連携とかというのは結構書いてございますけれども、これは、こういった形で問題はないとは思いますが、その部分をしっかり深掘りしていく必要があるかと思っております。

2点目です。地域との共生。この部分につきましては、既に〇〇町は、平成28年台風10号以降の部分で、市町村の自治会あるいは近隣の会社との連携をしております。今後もしていきたいと思っております。ただ、中には地域によって、地域が過疎化によって地域から助けを得ることができない実態もございます。そこら辺はしっかり考慮していかなければならない。

そういった中において、逆に利用者の家族の協力というものもあると思っております。例えば避難指示、避難勧告等の出る前において、こういった部分である程度リスクが高いですよ。そういった部分を事業所のほうから御家族の方に御連絡を取って、手伝っていく。これも当然の部分として進めていく必要があるかなと思っております。家族が離れている場合は仕方がないですけども。

私から2点、市町村の役割の在り方、それから地域共生との在り方というのを、実際の

体験上の部分からお話しさせていただきました。以上です。

【座長】 ありがとうございます。極めて貴重なアドバイスだろうと思います。市町村と話し合っ決めてくださいというと、何となくそれで解決したように、国とかで話をすると思っちゃうんですけど、市町村の現場の職員から見ると、そこから先が非常にまだまだいろいろな課題があるので、深掘りをして、もっとやりやすいようにやれるように、実効性が高まるように。これが恐らく今後の施策の大きな方向性になるかと思いますが、現場の市町村、福祉施設を支援するというような形で、国としてもバックアップいただければなと思います。ありがとうございます。

あと、過疎地域で、実際に地域といってももう地域そのものが痩せてしまっているよというところもあるので、そういう場合には例えば家族に引取りに来てもらうとか、そういうことも大事ではないかという御意見をいただきました。

これについて、事務局ございますでしょうか。

【事務局】 大変貴重な御意見だと認識しています。ありがとうございます。

このとりまとめを受けて施策に反映していきますが、今後、現場では課題が見えてくると思います。どうしたら良いか市町村が判断できないこともあろうかと思ひます。そのような情報をもきちんと把握することが必要であると思ひます。後ほど情報提供する予定でしたが、すでに、施設に対して緊急点検の実施をお願いしておりまして、その情報を吸い上げるようにしています。厚労省さんと連携して、得られた課題を踏まえて、PDCAサイクルを回して改善を進めていくことが非常に大事だと思ひます。ありがとうございます。深掘りして取組を進めてまいりたいと思ひます。

それから御家族のサポート、これも大事ですので、もう少し分かりやすく、よりそういったところが大事だということが分かるような表現を検討したいと思ひます。貴重な御意見だと思ひます。ありがとうございます。

【座長】 家族への引取りをお願いするなども考えられるということですよ。アンケートを見ていろいろな御意見があるのですが、やっぱり典型的な質問の中に、移動の心配とか避難先のケアとかというふうにもここでも挙げられていますけれど、FAQみたいなものができて、一旦それについて、8割9割はこうやればいいのかというのが分かる。残りの1割2割は専門性のあるところに聞く。その第一のちょっとした悩みを簡単に解決できるFAQみたいなものを今後つくっていくといいかもしれませんね。新型コロナウイルスなんかでは、結構そういうのを厚労省さんは積極的に出されていて、こういう場合はどう

すればいいんですかとかというのに、それを見ると大体の方向性が分かるというのがありますから、非常に参考になるかなと思いました。ありがとうございます。

それでは、この②のところでは地域や利用者の家族との連携ということですが、先ほど〇〇委員からは、企業との連携というのもありましたよね。そうすると、企業とか事業者というのも大事な支援者というか、むしろそちらのほうが大事な場合もありますよね。そういった、地域というだけではなくて、事業者や企業というような言葉を入れてもいいかもしれませんね。この事例では、隣に大きな工場がありましたので、そういったところにいる人手が支援してくれればということもあります。どうでしょう。

【事務局】 今35ページの13行目には、地元企業等ということで表現はしております。

【座長】 失礼しました。

【事務局】 もう少し表現方法をよりよくすることも考えられますので、後ほど座長にアドバイスをいただければと思います。

【座長】 地元企業と書いてありましたね。失礼いたしました。

ほかにございますでしょうか。

〇〇委員をお願いします。

【委員】 ありがとうございます。災害時に地域の方が駆けつけてくれるという制度をつくるだけでうまくいくものなのか？と思いました。ふだんの交流が少しあると助けようと思うとか、何かそういうニュアンスがないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【座長】 日常からの交流というものも重要なのではないかという御意見ですが、いかがですか。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。35ページの一番下の段に、地域との信頼関係の構築ということは書かせていただいておりますが、交流というところも大事だと思いますので、その辺の表現方法、検討したいと思います。訓練参加も交流だろうとは思いますが、それだけではなくて、施設にはいろいろな交流の場面があるかと思っておりますので、厚労省さんに相談し、検討したいと思っております。

【座長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇です。

地域との連携の協定の部分につきまして、少し参考になるかということでお話をさせて

いただきます。まず、地域の企業との連携の協定の中におきましては、しっかりと覚書まで書いております。すなわち、訓練の際の連携あるいは実際の災害時における連携。これにつきましては、協定の中において、会社のほうは労災適用というような形をしっかりと取っておければいいかなと。そういった部分で進めさせています。

地域との連携の在り方にあつては、地域の社会福祉施設の在り方につきましては、それぞれ夏祭りとかというのを施設でよくやるのですが、地域の中の施設という位置づけをしっかりとお話をさせていただいております。そしてまた、地域の方たちにお話ししているのは、あなたたちもこの施設でお世話になるんですよ。ですから、自分の家族、自分の家だと思って、協力をお願いするといった形でやっております。

ちなみに〇〇町は、地域の自治会、地域の企業、地域の中学校、この部分が公の助け、公助という定義をしております。従来の公助、消防、警察の部分につきましては、1つ跳ね上げて官助ということで、公の助けがあなたたちの役目ということでお話をさせていただいているところです。

参考になれば幸いです。以上です。

【座長】 ありがとうございます。公助というのは、地域全体でやることを公助と言うんだと。そしてその先に官助があるんだと。行政機関とか消防団が動くのがあるんだと。この被災実態をよく御覧になって、本当に考えてつくられているなどいつも感銘を受けているんですけども。ぜひこの企業との連携、確かに覚書を締結していないと、企業も人が替わったりします。文書になっていると、いざというときに動きやすいということもありますし、文書を基に話合いができるということもありますので、文書化を進めるといのはやはり重要なかなと思いますが、よければ〇〇委員、ちょっと覚書の事例なども後でこちらに届けていただければ。差し支えない範囲で、こういう覚書を結んだよというのを事例紹介させていただければと思いますけれども、いかがですか。

【〇〇委員】 了解しました。参考となるのであれば、そうさせていただきます。以上です。

【座長】 ありがとうございます。そのまま載せると具合の悪いところはあるかとちょっと除いて、こういう事例も考えられると。企業さんとか事業者と福祉施設で協定を結ぶというのは非常に有効かなと思います。ありがとうございました。

ほかにもございますか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 35ページ18行目のタイトルは「平時からの市区町村と施設の情報交換」となっていますが、内容には「地方公共団体」と記載されているところ、地方公共団体と市区町村という言葉の使い分けについて教えていただければと思います。なお、地方公共団体と書いた場合は都道府県も含まれているというのが私の理解です。方策の前半では市区町村という記載が多いのですが、後半では地方公共団体と記載されており、何か定義の違いを意図して書かれているのかというところを確認させていただければと思います。

【座長】 今の点について事務局お願いします。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。地方公共団体としているところは都道府県と市区町村と指しており、市区町村と記載しているところは市区町村を指しています。助言・勧告のところは、市区町村と流域治水関連法案でも整理をしております。避難確保計画の提出先もそのようになっています。施設に関わりがあるのは市区町村だけではなくて、都道府県も含まれています。その辺の使い分けをさせていただいています。

もう一度、記載はチェックしたいと思います。

【座長】 ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

【委員】 了解しました。それでは、18行目のタイトルは、その内容から「平時からの地方公共団体」が適切と考えられます。

【事務局】 そうですね。そのほうがよろしいかと思いますので、その辺は平仄を合わせたいと思います。ありがとうございました。

【座長】 この18行目を地方公共団体と直すということですね。ありがとうございます。

〇〇委員、よろしいですか。どうぞ。

【委員】 タイトルが「避難支援要員の確保」となっていますが、これまでの議論を踏まえると、例えば「体制の構築」が適切かと思います。要は、要員を確保するというだけではなと思うので、タイトルの表現を工夫していただくとよいかと思います。

【座長】 どうでしょう。

【事務局】 本日の御意見を踏まえて、修正させていただきます。

【座長】 ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうかね。

次に進めさせていただきます。③の職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

というところについて、御質問、御意見があればお願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。〇〇でございます。

2点ございまして、まず教育、防災知識の普及というところですが、ここだけを読むと、何となく国や地方公共団体がこういう場所をつくって、研修をさせましょうみたいなことが主に書かれてあるんですけども、実はそうじゃなくて、例えばいろいろな場面の設定が多分必要で、先ほど〇〇委員がおっしゃっていたように、施設が集まる研修会の場もあるし、DMATだとかDCATだとか言われている人たちの災害時社会福祉支援ネットワークみたいなものが今進められている中に、これに関連する施設さんもたくさんおられるので、あらゆる場を通じてという、いろいろなチャンネルでこれを持っていくというふうにしておいたほうがいいかなというのが1点。教育の場所づくりとして。

ですから、これをやるという、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、市区町村や都道府県がこういう場を一生懸命設定しましょうということはあるんだけど、ほかの場にもこういうものを持ち込むということ、少し視野を持っておいたほうがいいのかという点が1点です。

もう一点なんですけれどもタイミングを逸してしまっただけなんですけれども、〇〇委員がおっしゃっていた、市町村は施設のリストを持っているわけですね。地域防災計画の中に避難確保計画をつくるべき施設のリストがあって、〇〇委員がまさにおっしゃっていたように、施設の災害リスクの強弱があるでしょという。そうだと思います。ですから、私、市町村と県と地方部の勉強会を四半期ごとにやっているんで、来週そこでお話しているんですけども、そのリストは、平時もそれから緊急時にも役に立つので、いわゆる星取り表として、優先度だとかリスクだとか取組状況をちゃんと整理したものを持っていったほうがいいのかというふうに指導しようと思っています。

ただ、〇〇委員がおっしゃったように、市区町村さんでは、マンパワーが足りないということもあるので、必ずしもやるべきじゃないんですけども、そういう役に立つ施設データベースというのをきっちりつくって現状が把握できるようにしておくと、平時の力の入れどころも優先度を定めることもできるし、有事のときにどこからやらなきゃいけないのかということができるので、そういうものを準備されたらいいのかなというふうに感じています。以上です。

【座長】 ありがとうございます。貴重な御意見で、あらゆる場を通じてというとき

に、今もそうなっているんだと思うんですが、何か昔、社会福祉士の試験に災害対応の問題を出したり、介護のケアマネさんの試験の問題に警報レベルなんか出しても勉強するんじゃないかなと思ったりもするんですが、そういったものも含めたあらゆる場での職員の防災知識、スキル向上というものを図っていこうというのは、今の時代のお作法かもしれませんね。

それと、リストをちゃんとして整備して、優先順位をちゃんとしてやっていきましようということなんですが、事務局、どうでしょうか。

【事務局】 大変貴重な御意見だと思います。18行目に、行政が主体的にやる勉強会だけではなくて、施設の関係者が主体となって開催するというを書いておりますが、ここをもう少し膨らませて、あらゆる場ということを、18、19行目のところに加えたと思います。ありがとうございます。

それから施設ごとのリストを活用することについては、今回、緊急点検を出水期まで実施していただくようお願いしていますので、そこで得られた情報も活用できると思いますので、そのリストも活かしながら、一律同じような対応ではなく、ポイントを絞って、実効性を上げていくという取組が、市町村にとっても大事であると思います。そのようなことも記載に反映したいと思います。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。何度も発言、申し訳ございません。

先ほど、職員の防災知識とあとスキルの向上の部分につきまして、前もお話ししましたけれども、例えば消防法上、火災などは恐らく過去から頻発している部分があって、消防法8条の部分で、防火管理者という責任者を明確に法律でやっております。現時点でこの水災害の部分につきまして、防災管理者的な部分は、今は厳しいかもしれませんが、こういった災害が繰り返されると、やはり国においても、ここら辺は将来的な部分でしっかりと考えていただきたいと。このように思っております。

先ほどの職員のスキルの部分で、参考に、前もお話ししましたけれども、手前どもは防災士という制度を活用させていただいております。そういった中において、社会福祉施設の従業員の方を優先的に育成しまして、その施設の中には必ず防災士が複数以上いるということで対応させていただいております。

その効果はかなり高い部分があります。日頃からやはり気象の関係、ニュースの関係、

その部分をしっかりとキャッチして、防災の意識、スキルの部分がかなり向上しているのかなと思います。したがって、全国の施設の部分につきましても、この防災士の制度というのはある程度活用していただいたほうがいいかなと思います。参考までにお話しさせていただきました。以上です。

【座長】 ありがとうございます。防火管理者と同様に、本来、防災管理者がいてもいいのではないかとということと、実際には、防災士の資格取得について社会福祉施設職員を優先して受講していただいているという取組をされている事例ですが、これについて、事務局いかがですか。

【事務局】 ありがとうございます。避難確保計画の中にも体制として防災を指揮する者等を記載するようにはなっています。その人材の育成につきましては、この取りまとめを踏まえて、具体的な支援をしていくということになるかと思いますが、また、防災士を活用するというのも有効かと思いますが、それについても義務ではありませんけれども、できるだけ、その資格を取得して活用していくということも考えられるかと思いますが、その辺りも反映を検討させていきたいと思っています。

【座長】 ありがとうございます。防火管理者講習というと、ちょうど〇〇委員がいなくなってしまう。2日間くらい、たしか受講しないといけなかったんですよね。それから運転管理者の講習というのもあって、それも行かなければいけません。防災に関しては、そういうのが違って、ないという状況にはありますよね。制度にするかどうかはともかくとして、実質的に知識、スキルの向上を図るというのをもう少し考えたほうがいいかもしれないということで、その事例として防災士という民間制度ではありますけれども、それを活用しているというお話をいただきました。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 すみません。研修のことなんですけれども、非常に防災士の研修というのは我々も望むところなんですけれども、今、介護報酬改定の中のいろいろな研修を受けなきゃいけないんです。非常に我々もこのコロナ禍の中で、eラーニング等を通していろいろな研修を受けるんですけれども、何とかこれについても職員が受けやすい状況をつくっていただくと大変ありがたいなと思っています。学ばなければいけないことですので、ぜひその辺は考慮していただきながら、何かいい方策をお願いしたいと思います。以上です。

【座長】 ありがとうございます。eラーニングの活用というのは、確かにおっしゃ

るとおりで、短めで、例えば10分くらいで1つポイントが分かるみたいなのがあると、隙間時間にちょっと見られるみたいなものもあるかと思えますけれど、いかがでしょうか。

【事務局】 大変貴重な御意見だと思います。eラーニング、確かに効果的で取り組みやすいと思いますので、教材という表現のみになっていますので、具体例を書き込んで、今後の取組につなげていきたいと思えます。ありがとうございます。

【座長】 内閣府の防災スペシャリスト研修でもeラーニングを上手に使っていて、基本的なところはeラーニングで学んでおいていただいて、そして深いところとか疑問に思うところとかを対面なんかでさらに強化していくというようなところもありますので、まず基本的なところがないと、職員の間で共有されていないと、多分一致団結した行動というのは難しいんですね。BCPをつくるときでも、まず災害理解の共有化というのが最初に必要なことですので、ぜひeラーニングなども上手に使っていただければと思います。

ただ、地域ごとにより災害リスクが違うので、そこではどうしても市区町村とか都道府県さんがサポートする必要はあるんだろうと思えます。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 参考になればと思って発言させていただきます。〇〇県では、学校の先生たち、公立学校の先生は県の職員ですので、その人たち向けにどうやって防災を教えるかということを検討して、9年前から、法定プログラムですね。初任者研修、それからひょっとしてこれは法定じゃない、〇〇県独自かもしれないけれども6年次研修、11年次研修、教頭研修、校長研修、事務職員研修。これが法定の研修会がありまして、その中のプログラムに防災の基本的な知識を学ぶプログラムをインストールしました。

これは、必ず免許の更新だとかも含めて、受けなければいけない研修ですから、今、〇〇委員がおっしゃったように、やはりいっぱい世の中にやらなければいけない研修のメニューがあって、その中に少しずつちりばめていく工夫というのをすると、サステナブルな教育プログラムになっていくので、そういう工夫があってもいいかなと思えました。以上です。

【座長】 ありがとうございます。学校の教員の場合は、常に知識のアップデートをしていかないといけないですから、そういう研修が義務づけられているということでございますが、この点については、いかがでございましょうか。

【事務局】 いろいろと御紹介いただきましたので、その点を参考にしながら、今後の進め方に反映させていきたいと思えます。ありがとうございます。

【座長】 専門研修で防災をやるというのもあるんですが、職層研修みたいなものの中に災害対応というのを入れ込んでいいかもしれません。その職層研修の段階で、次、厚労省さんとも御相談して、その中に災害対応というのが今もう不可欠ですよということで入れていただくというの、ひとつ御提案としていいかもしれませんね。ありがとうございます。

職員の研修については、どうでしょうか。この辺でよろしいですか。

それでは4番、一番重い課題かもしれません。災害リスクの低い場所への福祉施設の誘導等についてということで、御質問、御意見をお願いいたします。

これは、現状でも例えば災害リスクが高い場所に新しい施設を造るというような場合でも、補助金とかの制度は変わらないんでしょうかね。

【事務局】 よろしいですか。

正直申し上げまして、今までは変わらなかったです。ただ、令和3年度からは、災害レッド地域に施設を整備するというようなことをされる場合には、我々としては原則補助しないということを決めました。なので、これから新規につくるときに、災害レッドの地域につくることがあったとしても、我々は補助しないというふうな整理をさせていただいたのと、あと、レッド地域から移転して別の場所につくるといふようなところに対する補助というのは、我々としては最優先の補助ということで、最も重要なものとして採択するといふような形で、メリハリをつけていくということをお願いしたいと思っております。

【座長】 それは画期的な感じがしますね。そのレッドゾーンというのは、土砂災害も浸水想定区域も、あるいは津波の浸水区域も全部含まれるレッドゾーンという意味ですかね。

【事務局】 そのように考えています。

【座長】 何となくすごいことがさらっと言われたような気がします。それはすばらしい。

そういうことで、やっぱり国として後押しをするよと言われると、迷っている施設というのもあるかと思いますが、そのように言うことによって移転しようといふことで、安全な場所という方向性が示される。恐らくそこに中心市街地の活性化などと

か、そういうようなさらに優遇のあるようなものと、コンパクトシティづくりとかと連携するような形になっていくと、非常に中心市街地に福祉施設も医療施設も教育施設も、そしてにぎわいのある施設もできていくみたいなことにつながっていくのかなと思いますので、大変すばらしい御判断をされているなど改めて思いました。ありがとうございます。

この災害リスクの低い場所への誘導等については、ほかに御意見ございますか。

では、〇〇委員、〇〇委員の順でお願いいたします。〇〇委員、お願いします。

【委員】 この方策を実現する上において、特に浸水想定区域の点で、すぐに対応が必要な件があると考えています。〇〇県では、令和元年東日本台風災害を受け、特に中小河川の浸水想定区域を早期に決定したいという事で、県では浸水想定区域を令和4年まで、市町村についてはプラス2年ぐらいを目標に、想定最大規模で区域設定を実施する予定としております。

一方で、現在も毎年のように施設が建て替えも含めて計画されています。私も施設の建て替え等に関する審議会の委員を務めていますが、多くの施設が毎年新設を希望しています。一方で、施設に対して、今後どの河川で浸水想定区域が定められ、またどのぐらいの範囲を想定しているのかというのがお示しできていないのが実情です。

今年の審査会においては、河川課と連携して情報をいただいて、施設の新設や建て替えを希望されている方に対しては、浸水想定区域内に入る可能性があり、もしそうならば何かしらの対応が必要となりますと意見を付すということで審査を実施いたしました。他方、やはり令和4年までという非常に短い期間ではありますが、中小河川の浸水想定区域を示さなければならぬ河川については、早めにそのような情報を地域にお示しすることが必要と感じます。

これらの件について河川課に動向を確認したところ、国の考えとしては、県にある程度判断を委ねるとのことでした。他方、やはり国のほうで、このような中小河川の浸水想定に関しては計画レベルの段階で早めに地元へ情報を示した方が望ましい、というような考えを提示いただければ、県のほうでも動きやすくなります。

いずれにしても、そのような情報を出すことにはリスクも多々ありますので、県だけでは判断が難しいところがあり、やはり国をとしての考え方の整理あるいは統一が必要かと思えます。施設をどこの場所に建設するかというのは、施設の経営者の方には生活がかかった重要な課題だと思いますので、できるだけ的確な情報を早めにお示しするという体制を構築することが重要かと考えています。

【座長】 ○○委員、ありがとうございます。中小河川については、まだまだハザードマップ、浸水想定区域も十分できていない可能性がありますけれども、これについてはどうでしょうか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。大河川、国が管理する河川につきましては、浸水想定区域図100%公表しております。それから都道府県の河川におきましても、水位周知河川と言われる比較的大きい河川につきましては大体9割ぐらいまで進んできておまして、今年度末では大体100%に近づくと承知しています。それを踏まえてハザードマップの更新していくことになります。

ただ、それよりも小さい法河川がございます。都道府県が管理している。これについては、まだ義務化になっておりませんのでなかなか進んでおらず、空白地域があるということでございます。そのため、今国会で提出している流域治水関連法案で、そのような小規模河川にも浸水想定区域の指定を拡大することとしています。その際のマニュアル、小規模河川の浸水想定を計算する簡易な計算方法は既に示しておりますので、今後、取組を加速化してまいりたいと思っております。

リスク情報の空白地域を埋めていくということは大事かと思えます。国もしっかり後押しをしてまいりたいと思えます。

【座長】 ありがとうございます。今そういう状況に進んでいらっしゃるんですね。心強いです。

それでは、○○委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。今の○○委員のコメントも含めてなんですけれども、ここの部分は、まず方策の1つ目は、既存の建物をどうするかというお話だと思うんですね。2つ目は新規に建設する場合ということだと思うんですけれども、この文章を読んでいると、災害リスクのある場所に「新たに設置される施設については」と書いてあるので、災害リスクのある場所に新たに設置するということを前提に書いているように読めてしまうので、まず最初にやはり新たに設置する場合に災害リスクの有無についてきちんと調べて、その是非を、立地についての検討をするということがまず必要なんじゃないかなと思えます。

その上で、いろいろな事情があって、その場所でも建てなきゃいけないという場合には、こういうことを検討してくださいという書きぶりが必要なのではないかというのが1つ目です。

2つ目が、全体を通じて管理者などに対してという言葉がずっと貫いておられるんですけども、ここの部分については、実態としてはやはり法人の経営者が判断していくことになるので、書きぶりを少しここだけを変えたほうがいいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

【座長】 この点について、お願いいたします。

【事務局】 1点目の御意見でございます。おっしゃるとおりでございますので、まずは前提条件として、そういったところに新しく造らないというのが大事かと思っておりますので、そのような表現を最初に加えた上でということにしたいと思っております。

それから管理者等ということで、この「等」は、管理者だけではなくて所有者です。持ち主といいますか施主です。その辺の良い表現がありましたら、厚労省さんと相談して、見直したいと思っております。ありがとうございます。

【座長】 そうですね。管理者ではやっぱり無理で、やっぱり法人の理事長さんとか経営者ですもんね。

【事務局】 経営者ですね。

【座長】 経営層というんですかね。ありがとうございます。きちんとチェックしていかないと。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。中小河川のリスクがどんどん周知されていくとか、経営者とか施設の職員の方がリスクを知っていくとか、あるいは先ほどの防災研修でもそうですけれど、自分たちでずっと勉強していくと、実は自分たちの施設が危ないのかなというふうにだんだん思ってくるとか、最終的な判断は経営者の方がされるんでしょうけれど、やはりちょっと今の施設はまずいのかなと思って、でもどうしていいかわからないという、逡巡する時期というのは必ずあるような気がします。そのときに何か相談に乗れるような施策とかは考えておられないのでしょうか。

【座長】 施設を新しくしたいとか増やしたいとかいうときに相談に乗ってくれるようなところで、災害対応についても一緒に考えてもらえるようなことはないかというようなことかと思っておりますが、いかがですか。

【事務局】 来年度から、防災リーダー研修に対する支援を行うような補助制度を設けるのですが、その中に相談窓口の設置というものに対しても補助できるように今回しようと思っております。各都道府県の中で、防災に関して相談を受け付ける窓口を福祉部

局側にも用意しようと思っておりますので、そういった中で施設の立地であるとかそういったことについても御相談をいただければと思っております。以上です。

【座長】 よろしいですか。

【委員】 経営的にはかなり難しい判断を迫られるということが増えてくるのかなと思います。迷っている間に被災してしまうというのが、最近のケースではよくありますので、行政のほうもいろいろ考えていただく必要があるのかなとは思っています。

【座長】 そうですね。おっしゃるとおりだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。

大体時間もあといいところに来ているんですが、全体を通じてこれだけはどうしても聞いておきたい、あるいは言っておきたいということがありましたら、お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 座長、37ページの留意事項やあとがきについて、まとめて結構でございますのでご意見があればお願いします。

【座長】 7番の留意事項、8番のあとがき。これらについても御意見、御質問あればお願いしたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 前回の委員会での発言及び中小河川のハザードマップ整備にも若干関連しているかもしれませんが、全体を通して、土砂災害及び水害のリスク周知は既に十分可能であるということが前提となっているかのような印象を少々受けております。

ハザードマップの精度向上や、高齢者施設の避難のために必要な情報をハザードマップに付記するなど、技術的な取り組みを実施していくことは重要です。他方、例えば先程垂直避難の議論がありましたが、どれほどの災害の規模ならば垂直避難で大丈夫かと判断するのは、現状の技術ではなかなか難しい部分もあり、今後技術的改善の努力を継続していくことも、長期的な視点では大切と考えております。

ハザードマップの精度も現時点では不確実なところもあり、また今後の気候変動により現在と異なる状況が生じ、避難のための新たな情報が必要となる可能性もあります。そのような観点も踏まえ、現状抱えている課題及び今後の技術的な課題を整理したうえで、今後国としても技術的に改善を図っていくことを、留意事項あるいはあとがきに記載しておくことが良いと思います。

災害のリスク表示についてももう少し課題が残っているということを明記したほうが、誤

解がないかと思しますので、御検討いただければと思います。

【座長】 この報告書は検討会のほうで出させていただくものですから、国も今後もより一層努めていくと、アップデートしていくということは当然のように思っていたんですが、やはりしっかりとそこは国としても努力していくというような姿勢を書いてはいかがですかということですが、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。我々としても、そういうことはぜひやっていかなければならないと思っております。情報の内容の充実あるいは分かりやすさを高めていく。受け手に理解しやすいようにしていくというのは不断の努力が必要だと思っております。その辺りも記載させていただければと思います。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

おおむね意見も、本当は出尽くしていないのかもしれませんが、大体重要なところはおっしゃっていただいたかなと思いますので、本日いただいた御意見を踏まえ、私と事務局とで取りまとめ本文の最終版の案を調製させていただきたいと思っております。その上で、委員の皆様方に内容を確認していただきたくという手順を進めてまいりたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【座長】 それでは、今日いただいた意見を踏まえて、最終案をまず固めたいと思いません。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 すみません。最後に1点だけお願いいたします。

【座長】 お願いします。

【委員】 〇〇の方がお見えいただいております。実は、私は平成23年の東日本大震災の災害対応を指揮させていただきました。そういった中において、社会福祉施設の痛ましい場面に遭遇しております。実は、その前の平成17年に日本海溝・千島海溝の特別措置法の中で、そういった避難確保計画の取組も一生懸命やりました。果たして東日本大震災でその計画が生かされたかどうか、今ももって疑問でございます。

今回の部分は、土砂法それから水防法の改正の部分の議論の論点でございました。しかしながら、今回の検討委員会の結果、7割、8割は津波防災にも生かせる部分があると思

います。したがって、幅広に全国の社会福祉施設の部分にこの部分をぜひお伝えしていただきたい。このように思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【座長】 ありがとうございます。本当に津波を含めマルチハザードに対応できるという内容に、私もなっていると思います。そういった意味では、特にBCPというのはオールハザード対応というのが非常に必要になってまいりますので、災害ごとの特殊性はあるけれども、その部分は特殊性としてやっているけれども、職員の行動というのは、とにかく安全な避難というのがまず一番重要で、その先に福祉サービスの継続というのがあるというふうに私も考えております。そこの根っこは同じだろうと思いますので、オールハザード、マルチハザード対応というのにも使っていただけるものにしていきたいというところを、ちょっとうまく盛り込めるかどうかあれなんですけれども、使っていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、最後に本検討会の取りまとめを受けて、厚労省や国交省で検討している施策のイメージや今年の出水期に向けた対応について、御紹介をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。参考資料1を御覧ください。これまで議論していただきました検討結果を受けて、両省で連携して今後進めていこうとして取組のイメージを御紹介させていただきます。

まず1ページを御覧ください。リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底と、訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映についてです。先ほど申し上げましたが、市区町村から施設に対して助言・勧告をする支援制度を新たに設けようということをごさいます、今国会の水防法、土砂災害防止法の改正の中でこれを盛り込んでいこうとごさいます。

また、国の支援策としては、国交省、厚労省が連携いたしまして、市町村向けの研修の充実、あるいは手引等の改定、厚労省さんでは窓口の設置、それから防災リーダーの育成といったところに取り組んでいくということを今考えているところでごさいます。

2ページを御覧ください。職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知についてです。これにつきましては、入所時に重要事項説明ということがなされますので、その中に避難確保計画や非常災害対策計画の内容をぜひ周知をしていただきたいということ。今後、高齢者福祉施設の事業者団体に協力をお願いしたいと考えております。

また、分かりやすい避難確保計画を作成するために、従来の様式に加えまして、タイム

ライン型の様式も新しく加えるということ。今後、手引に反映していきたいと思います。

次に、施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保についてです。まず1つ目、右の上にあります。施設同士で連絡会みたいなものを構築し、避難の受入れ体制がスムーズにいくような連携の形をつくっていくということでございます。また、垂直避難スペースの確保につきましては、厚労省さんのほうで財政的な支援をするということで、制度がつくられております。

また、業務継続計画についても、最終的にはこれを義務付けするという事で、3年の経過措置を置いた後、義務化をしていくということでございます。

次に、地域や利用者の家族と連携した避難支援についてです。先ほど体制のほうがいいということでございましたので、体制の確保ということでございます。先ほど申し上げました避難の受入れ体制を確保するための連絡会、ここと市区町村が普段から情報交換する場を確保して、顔の見える関係を構築していくということです。

次に各施設における対応です。各施設は、それぞれ地域住民あるいは地域の企業、消防団、利用者の家族と普段からつながりを持つということが大事であるため、そのような連携体制づくりを進めていくということです。

次に、施設の職員の方への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上につきましては、厚労省さんから先ほど説明がありましたように、職員のリーダー育成のための研修の支援をする。あるいは都道府県に防災関係の相談窓口をつくらんとことに対して支援をするということを考えております。国交省としましても、市区町村が開催する講習会を支援するために、講習会開催のマニュアルを作っていますが、そういったものをさらに充実を図る。それから教材ということ。先ほど、eラーニングとの意見もありましたけれども、そのような教材の充実を図っていくということを考えております。

最後になりますが、水害リスクの低い場所への高齢者施設の誘導等についてです。まず、都市計画法が改正されておまして、令和4年4月から施行されますが、全ての災害レッドゾーンにつきましては、原則、開発を禁止。それから、市街化調整区域内の浸水ハザードエリアについても条件をつけるということで、床高など条件付けがなされることになっております。

また、都市河川流域におきましては、新たに浸水被害防止区域を創設し、これが洪水のレッドゾーンに当たるようになります。

また、それ以外のところも当然ありますので、そこにつきましては厚労省さんの補助の

厳格化ということで、これは全国に適用できますので、これをもって全てをカバーし、できるだけ安全なところに施設を誘導していくという取組を考えているところでございます。

次に、参考資料2を御覧ください。この検討会の取りまとめを先取りしまして、既に今年の出水期に向けて点検を施設にお願いしています。まずは、施設の管理者等が自ら点検していただくということが大事ですので、施設に対して自らの点検と改善をお願いしております。2月に発出しております。点検項目につきましては、右のように、これまで議論がありましたところのポイントに絞りまして、示しております。

なお、これは高齢者施設だけではなく、障害者の施設等も含めて社会福祉施設全体で点検していただくということになっております。この点検の過程で現場の課題に関する情報も得られますので、今後これを活用しながら、さらなる改善に繋げてまいります。あくまでも今回の点検で100点になるわけではございませんので、例えば50点だったのが60点ぐらいになると考えています。まだ、課題は残りますので、今回のとりまとめ結果を踏まえて、引き続き改善を図っていくことになると考えております。

私からは以上でございます。

【座長】 ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、何か質問あるいはコメントございますでしょうか。

大変前向きな、大きな前進を遂げているというふうに私は受け止めました。ありがとうございます。

それでは、特に質疑はないですか。大丈夫ですか。

私自身からも一言申し上げたいと思うんですが、この高齢者施設、社会福祉施設等の安全を図るということは、単に施設の利用者や職員を守ることにとどまらず、こういった取組を通じて、社会全体の防災力というものを高めることに、もう今回かなり直結しているのではないかと考えています。災害は弱い者いじめとよく言われるんですが、まさに弱い者を守るということで、結局はみんなが助かる。一緒に助かっていくということにつながりますので、ぜひこの取組を実効性あるものに高めて、また、いろいろなよい事例も紹介をいただきながら、全て日本の社会福祉施設では、災害被災というのは、もう、しても本当に人命に影響するようなものはないんだよというところまで今後努力を続けていただければと思います。

委員の皆様には、長期間、大変真摯な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。また、事務局の皆様方にも、これだけのものを作っていただいて、本当に感謝

申し上げます。ありがとうございます。今後も、厚労省、国交省、そして内閣府、総務省、力を合わせてやっていただくことで、国民の安全・安心がさらに守られると思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 座長、ありがとうございました。本日、御意見をいただきましたので、本文につきまして速やかに修正等を図ってまいりまして、座長の御指導をいただきながら、委員の皆様にも確認していただきまして、公表したいと思います。年度内に公表ということで目指しております。

本日の議事要旨につきましては、規約に基づきまして座長の確認をいただいた後、国土交通省ウェブサイトにおいて公開することとしております。また、議事録につきましても、各委員の御確認をいただいた後、発言者の氏名を除いて国土交通省ウェブサイトにおいて公表することとなっております。

それでは、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課の〇〇より閉会の挨拶を申し上げます。

【事務局】 国土交通省の〇〇でございます。本日は、大変熱心な御議論ありがとうございます。

この検討会でございますけれども、御承知のとおり、昨年7月の球磨川の千寿園の案件を踏まえて実施させていただいております。千寿園がある球磨川流域は、もともと川辺川ダムの議論もあったということで、非常に災害リスクに対する感覚といいますか意識の非常に高いエリアであって、そういう意味でソフト的な対応というのは割と進んでいたエリアだと思います。そういったエリアにおける高齢者施設14名の方が亡くなってしまったというのは、非常に重い事態でございます。その対応といたしまして、我々国土交通省としては、どちらかという従前の権限とか所掌をある意味はみ出した形、踏み出した形でこの検討会を厚労省さんと一緒にやらせていただいたという認識でございます。

そういう意味で、我々は、河川を管理している立場がメインなので、ちょっと慣れない部分もあったかと思っておりますけれども、ふだんあまりお付き合いのない先生方も含めていろいろ御意見をいただいて、ある意味画期的なまとめができたのではないかと考えております。

実は、この案件、国会でも非常に関心が高くて、よく国会質問になっております。今ちょうどまた暖かくなって出水期を迎えようとしているということで、ちょっと先ほどもあ

りましたけれども、各施設には緊急点検を、出水期までの点検をお願いしているということで、非常に御苦労もいただいているわけでございます。

それからまた、法律の中でも市町村には助言・勧告をするという制度も設けさせていただくということで、市町村の方々あるいは施設の方々に御苦労をおかけするのですけれども、先ほど〇〇委員からも、今の時代の作法というようなお言葉がございましたが、やはり気候変動で災害リスクが非常に高まっている中で、災害リスクを考えるということがある意味当たり前になってはいけないということを書いていただくことは、非常にありがたいと思っております。役所側が、自助が重要と言うと責任放棄のようにすぐ取られてしまうんですが、本当に国民の方々の命を守る、その上で非常に市町村の責任が高いのですけれども、そういった市町村の責任がかかっているということを、多くの国民の方々が、リスクが高いことで理解いただくということが非常に大事なんだろうなと思っております。

今回そういった意味で、いろいろな施策、方向性をまとめていただきましたので、我々は具体的な施策に落とし込んでまいります。そのような中、引き続き先生方の御助言が必要な場面も出てこようかと思しますので、引き続きの御協力をお願いしつつ、最後の挨拶とさせていただきます。今回は本当にありがとうございました。

【事務局】 それでは、これをもちまして第3回検討会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —